

鉄道車両に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約の

ルクセンブルク議定書

この議定書の締約国は、

「可動物件の国際担保権に関する条約」（以下「条約」という。）の前文に記載された目的に照らし、条約を鉄道車両について実施する必要があると考え、

条約を、鉄道車両及びその金融に特有の要請を満たすように適合させる必要性に留意し、

鉄道車両に関して以下の規定に合意した。

第 I 章

適用範囲及び一般規定

第 I 条 - 定義

1. この議定書において使用される用語は、文脈上異なる解釈が必要となる場合を除き、条約に定められた意味を持つ。
2. この議定書において、次に掲げる用語は各号に定める意味を持つ。
 - (a) 「保証契約」とは、ある者が保証人として締結する契約をいう。
 - (b) 「保証人」とは、担保契約により、又は契約に基づき担保された債務について、その債権者のために履行を確保する目的で、保証契約、請求払い保証、スタンドバイ信用状又は他の形式の信用保険を与え、又は発行する者をいう。
 - (c) 「倒産関連事由」とは、次の各号のいずれかをいう。
 - (i) 倒産手続の開始

- (ii) 債務者に対する倒産手続を提起する債務者の権利又は条約に基づく救済を行使する債権者の権利が、法又は公権力により妨げられ、又は停止される場合における、債務者による支払停止の意思の表明又は現実の支払停止
- (d) 「主たる倒産管轄国」とは、債務者の主要な利益の中心が存在する締約国をいう。この場合、債務者の法令上の所在地、これがないときは債務者が設立又は組織された地がこれに当たるとみなす。ただし、別段の事実が立証されたときはこの限りでない。
- (e) 「鉄道車両」とは、固定された軌道上で、又は軌条に直接接触して、その上方を、若しくは下方を走行可能な車両をいう。これには、車両に搭載又は組込済みの牽引装置、エンジン、ブレーキ、アクセル、台車、パンタグラフ、付属品その他の構成部分、機器類及び部品、並びにそれらに関するすべてのデータ、マニュアル及び記録を含む。

第 II 条 - 鉄道車両に関する条約の適用

1. 鉄道車両との関係において、条約はこの議定書の文言が規定するとおりに適用する。
2. 条約及びこの議定書は、鉄道車両に適用される可動物件の国際担保権に関する条約と呼ぶ。

第 III 条 - 特約

当事者は、書面で合意することにより、第IX条の適用を排除でき、かつ当事者間においては、この議定書の規定（第VII条第3項及び第4項を除く。）の効果を制限又は変更することができる。

第 IV 条 - 他人に代わる権限

鉄道車両との関係において、契約を締結し、条約第16条第3項に定義されている登録を行い、又は条約に基づく権利及び利益の主張をする者は、これを代理、信託その他の他人に代わる権限に基づいてすることができる。

第 V 条 - 契約での鉄道車両の特定

1. 条約第7条(c)号及びこの議定書第XVIII条第2項の適用上、鉄道車両を特定するためには、次の各号のいずれかに掲げる事項による鉄道車両の記述をもって足りるものとする。
 - (a) 品目による鉄道車両の記述
 - (b) 種類による鉄道車両の記述
 - (c) 契約が現在及び将来のすべての鉄道車両を対象とする旨の記載
 - (d) 契約が、特定の品目又は種類を除く現在及び将来のすべての鉄道車両を対象とする旨の記載
2. 条約第7条の適用上、前項に基づいて特定される将来の鉄道車両に対する利益は、担保権設定者、所有権留保売主又は賃貸人が鉄道車両を処分する権限を取得した時に、何らの移転行為なくして国際担保権となる。

第VI条 - 法の選択

1. この条は、締約国が第XXVII条に基づき宣言を行った場合にのみ適用する。
2. 契約、関連する保証契約又は劣後合意の当事者は、契約上の権利及び義務の全部又は一部を規律する法について合意することができる。
3. 別段の合意がない限り、前項において当事者が選択した法とは指定された国の国内法を指し、その国が複数の地域から成る場合は、指定された地域の域内法を指す。

第II章

不履行の救済、優先権及び譲渡

第VII条 - 不履行の救済規定の変更

1. 条約第III章に規定する救済のほか、債権者は、債務者がその時期を問わず合意する限度において、かつこの章に規定する状況の下で、鉄道車両を所在地から輸出し、かつ物理的な移送を実行することができる。

2. 債権者は、その利益に優先する登録された権利の保有者が事前に書面で同意していない限り、前項に規定する救済を行使することができないものとする。
3. 条約第8条第3項は、鉄道車両には適用されない。鉄道車両との関係において条約が与えるいかなる救済も、商取引として合理的な方法で行使しなければならない。救済が契約の規定に従って行使された場合には、その規定が明らかに非合理的である場合を除き、商取引として合理的な方法で行使されたものみなす。
4. 担保権者が売却又はリースをすることを条約第8条第4項に規定する利害関係者に対して14暦日以上前に書面で通知したときは、同項に規定する「相当の期間を定めた通知」の要件を満たすものとみなされる。この規定は、担保権者及び担保権設定者又は保証人が、より長い期間を定めた事前の通知を合意することを妨げない。
5. 締約国は、適用がある安全関連法令に従うことを条件として、第1項に規定する救済の実行に必要な限度ですみやかに債権者と協力し、これを支援するようにしなければならない。
6. 裁判所の命令によることなく第1項に基づく鉄道車両の輸出を実行する担保権者は、実行しようとする輸出について、相当の期間を定めた書面による通知を次の各号の者に対して与えなければならない。

(a) 条約第1条(m)号(i)及び同号(ii)に規定する利害関係人

(b) 条約第1条(m)号(iii)に規定する利害関係人のうち、登録抹消及び輸出に先立つ相当の期間内に自己の権利について、担保権者に対して通知した者

第VIII条 -終局の決定前の救済に関する規定の変更

1. この条は、締約国が第XXVII条第2項に基づいて宣言を行った場合にのみ、その宣言に記載された限度において適用する。
2. 条約第13条第1項の適用上、救済を受ける上で「迅速な」とは、救済の申立てが届出られた日から、申立てがされた締約国による宣言中に指定された暦日数内であることをいう。
3. 条約第13条第1項は、(d)号に続けて次の規定を付加して適用する。

「(e) その時期を問わず、債務者及び債権者が特に合意した場合は、物件の売

却及び代替物の充当」

かつ、同第43条第2項は、「第13条第1項(d)号」の後に「及び(e)号」を挿入した上で適用する。

4. 前項に基づく売却により移転する債務者の所有権その他の利益は、条約第29条に基づき債権者の国際担保権が優先する他の利益の引き受けを伴わない。

5. 債権者は、債務者その他の利害関係人との間で、条約第13条第2項の適用を排除する旨を書面で合意することができる。

6. 第VII条第1項の救済に関して、

(a) 救済は、債権者が締約国の行政当局に対して、第VII条第1項に規定する救済が与えられたこと、外国の裁判所により与えられた救済の場合は締約国の裁判所によりその効力が承認されたこと及び債権者が条約に従って救済を実行する権利を有することを通知した日から7暦日以内に行政当局によって与えられなければならない。

(b) 関係当局は、救済の実行について、適用がある安全関連法令に従ってすみやかに債権者と協力し、これを支援しなければならない。

7. 第2項及び第6項は、適用がある安全関連法令に影響を及ぼすものではない。

第IX条 - 倒産時の救済

1. この条は、主たる倒産管轄国である締約国が第XXVII条に基づき宣言を行った場合にのみ適用する。

2. この条にいう「倒産管財人」とは、個人ではなく職務上の地位におけるその者をいう。

選択肢A

3. 倒産関連事由が発生したときは、倒産管財人又は債務者は、第7項の規定に従うことを条件として、次の各号のうちいずれか早い時点で鉄道車両の占有を債権者に与えなければならない。

(a) 待機期間の最終日

- (b) この条の適用がなければ、債権者が鉄道車両の占有を取得したはずの日
4. この条の適用上「待機期間」とは、主たる倒産管轄国である締約国の宣言に指定する期間をいう。
5. 第3項に基づき債権者に対して占有取得の機会が与えられない限り、
- (a) 倒産管財人又は債務者は、契約に従って鉄道車両を保全し、並びに鉄道車両及びその価値を維持する。
- (b) 債権者は、準拋法に基づき利用できる他の形式の仮救済を申し立てることができる。
6. 前項(a)号は、鉄道車両の保全並びに鉄道車両及びその価値の維持を意図した取決めに基づく鉄道車両の使用を妨げない。
7. 倒産管財人又は債務者は、第3項に定める時まで、すべての不履行（倒産手続の開始により生じた不履行を除く。）を治癒し、かつ契約及び関連する取引文書上のすべての将来の義務を履行することに同意した場合は、鉄道車両の占有を保持することができる。この場合において、将来の義務を履行しないときは、新たな待機期間は適用されない。
8. 第VII条第1項の救済に関して、
- (a) 救済は、債権者が締約国の行政当局に対して、債権者が条約に従って当該救済を実行する権利を有することを通知した日から7暦日以内に、そのような当局により与えられなければならない。
- (b) 関係当局は、救済の行使について、適用がある安全関連法令に従ってすみやかに債権者と協力し、これを支援しなければならない。
9. 条約又はこの議定書が認める救済の実行は、第3項に定める日の後は、その行使を妨げ又は遅らせてはならない。
10. 契約に基づく債務者の義務は、債権者の同意がない限り変更することはできない。

11. 前項の定めは、倒産管財人が準拠法に基づき契約を解除する権限を有する場合は、そのような権限に影響を及ぼすものとは解釈されない。
12. 条約第39条第1項に基づく宣言の対象となる種類の法定の担保物権又は利益を除くほか、いかなる権利又は利益も、登録された権利に対し、倒産手続において優先権を有しないものとする。
13. この条に基づく救済の行使には、この議定書第VII条及び第XXV条により変更された条約を適用する。

選択肢B

3. 倒産関連事由が発生したときは、倒産管財人又は債務者は、債権者の請求に応じて、第XXVII条に基づく締約国の宣言において指定する期間内に、次のいずれかの措置を取るかどうかについて債権者に通知しなければならない。
 - (a) 契約及び関連する取引文書に基づくすべての不履行（倒産手続の開始により生じた不履行を除く。）を治癒し、かつ契約及び関連する取引文書上のすべての将来の義務を履行することに同意すること。
 - (b) 準拠法に従い、債権者に対して鉄道車両の占有を取得する機会を与えること。
4. 前項(b)号に定める準拠法は、裁判所が追加的な手続の実施又は追加的な保証の提供を要求することを認めるものであってもよい。
5. 債権者は、その債権の証拠及び国際担保権が登録されていることの証明を提出しなければならない。
6. 倒産管財人若しくは債務者が第3項に従った通知をしない場合、又は倒産管財人若しくは債務者が債権者に対して鉄道車両の占有取得の機会を与えると宣言したがこれをしなかった場合は、裁判所は、裁判所が命令した条件に基づき債権者が鉄道車両の占有を取得することを認めること及び追加的な手続の実施又は追加的な保証の提供を要求することができる。
7. 鉄道車両は、債権及び国際担保権に関する裁判所の決定前に売却してはならない。

選択肢C

3. 倒産関連事由が発生したときは、倒産管財人又は債務者は、治癒期間内に、次のいずれかの措置を取らなければならない。
 - (a) 契約及び関連する取引文書に基づくすべての不履行（倒産手続の開始により生じた不履行を除く。）を治癒し、かつ契約及び関連する取引文書上のすべての将来の義務を履行することに同意すること。
 - (b) 準拋法に従い、債権者に対して鉄道車両の占有を取得する機会を与えること。
4. 治癒期間の最終日の前に、倒産管財人又は債務者は、裁判所に対し、前項(b)号に基づく義務を、治癒期間の最終日から契約又は更新された契約の期間満了以前の日までの間、裁判所が公正と認める条件を付して停止する命令（「停止期間」）を求める申立てをすることができる。この命令では、停止期間内に債権者に発生するすべての金額を期限到来時に倒産財団から又は債務者が支払い、かつ倒産管財人又は債務者が停止期間中に生ずる他のすべての義務を履行することを義務づけなければならない。
5. 前項に基づく申立てが裁判所にされたときは、債権者は、裁判所の命令が発せられる前に鉄道車両の占有を取得してはならない。申立てがされた日から申立てがされた締約国による宣言において指定された暦日内に申立てが認められないときは、債権者及び倒産管財人が別段の合意をしない限り、申立ては取り下げられたものとみなす。
6. 第3項に基づき債権者に対して占有取得の機会が与えられない限り、
 - (a) 倒産管財人又は債務者は、契約に従って鉄道車両を保全し、並びに鉄道車両及びその価値を維持する。
 - (b) 債権者は、準拋法に基づき利用できる他の形式の仮救済を申立てることができる。
7. 前項(a)号は、鉄道車両及びその価値の保全及び維持を意図した取決めに基づく鉄道車両の使用を妨げない。
8. 治癒期間又は停止期間内に、倒産管財人又は債務者がすべての不履行（倒産手続の開始により生じた不履行を除く。）を治癒し、かつ契約及び関連する取引文書上のすべての将来の義務を履行することに同意した場合は、倒産管財人又は債務者は鉄道車両の占有を保持することができ、第4項に基づく裁判所の命令は効力を失

う。この場合において、将来の義務を履行しないときは、新たな治癒期間は適用されない。

9. 第VII条第1項の救済に関して、

(a) 救済は、債権者が締約国の行政当局に対して、債権者が条約に従って当該救済を実行する権利を有することを通知した日から7暦日以内に、そのような当局により与えられなければならない。

(b) 関係当局は、救済の行使について、適用がある安全関連法令に従ってすみやかに債権者と協力し、これを支援しなければならない。

10. 第4項、第5項及び第8項の規定に従うことを条件として、条約が認める救済の実行は、治癒期間の経過後は、その行使を妨げ又は遅らせてはならない。

11. 第4項、第5項及び第8項の規定に従うことを条件として、契約及び関連する取引に基づく債務者の義務は、債権者の同意がない限り倒産手続において変更することはできない。

12. 前項の定めは、倒産管財人が準拠法に基づき契約を解除する権限を有する場合は、そのような権限に影響を及ぼすものとは解釈されない。

13. 条約第39条第1項に基づく宣言の対象となる種類の法定の担保物権又は利益を除くほか、いかなる権利又は利益も、登録された権利に対し、倒産手続において優先権を有しないものとする。

14. この条に基づく救済の行使には、この議定書第VII条及び第XXV条により変更された条約を適用する。

15. この条の適用上、「治癒期間」とは、主たる倒産管轄国である締約国の宣言において指定された倒産関連事由の日から開始する期間をいうものとする。

第 X 条 - 倒産手続の援助

1. この条は、第XXVII第1項に基づき宣言を行った締約国においてのみ適用する。

2. 鉄道車両が所在する締約国の裁判所は、その国の法律に従って、第IX条各項の実施について可能な限り最大限の範囲で外国の裁判所及び外国の倒産管財人に協力しなければならない。

第 XI 条 - 債務者規定

1. 条約第11条に定める不履行がない限り、債務者は、次の各号の者に対して、契約に従って鉄道車両の平穏な占有及び利用を享受することができる。
 - (a) 自己の債権者、及び債務者が条約第 29 条第 4 項(b)号に基づいて、引き受けることのない権利の保有者。ただし、債務者が別段の合意をした場合はこの限りでない。
 - (b) 条約第 29 条第 4 項(a)号に基づいて、債務者の権利又は利益が引き受ける権利の保有者。ただし、その保有者が同意した範囲に限る。
2. 条約又はこの議定書の規定は、準拠法に基づく債権者の契約違反に対する責任については、その契約が鉄道車両に関連するものである限り、影響を及ぼさない。

第 III 章

鉄道車両の国際担保権に関連する登録簿規定

第 XII 条 - 監督機関及び登録機関

1. 監督機関は、代表者によって設立される。次の各号の各国によってそれぞれ 1 名の代表者が任命される。
 - (a) 締約国
 - (b) 私法統一国際協会(UNIDROIT)が指定する3を超えない他の国
 - (c) 国際鉄道運送機構(OTIF) が指定する3を超えない他の国
2. 前項(b)号及び(c)号に定める国の指定にあたっては、広範な地理的代表性を確保する必要に配慮しなければならない。

3. 第1項(b)号及び(c)号に基づいて任命される代表者の任期は、指定する国際組織が定める任期とする。この議定書が10番目の締約国について効力を生ずる日に代表者となっている者の任期は、その日から2年を超えない日に終了するものとする。

4. 第1項に定める代表者は、監督機関の当初の手續規則を採択する。採択には、次の両方を必要とする。

(a) すべての代表者の過半数

(b) 第1項(a)号に基づいて任命された代表者の過半数

5. 監督機関は、次の各号の者から構成される専門家委員会を設立し、同委員会に監督機関の職務の遂行を補佐する業務を委ねることができる。

(a) 署名国及び締約国によって指名され、かつ必要な資格及び経験を備えた者

(b) 必要と認められる他の専門家

6. 事務局（「事務局」という。）は監督機関の指示に従って、その職務の遂行を補佐する。事務局はOTIFとする。

7. 事務局が職務を遂行できなくなり又はその意思を持たなくなったときは、監督機関は新たな事務局を指定しなければならない。

8. 監督機関は、国際登録簿が完全に稼働していると認めたときは、直ちにその旨の証明書を寄託者に寄託しなければならない。

9. 事務局は、法人格を備えていない場合はそれを有するものとし、かつ条約及びこの議定書に基づく職務との関係において、条約第27条第3項に基づき監督機関に与えられる免除及び条約第27条第4項に基づき登録機関に与えられる免除と同一の免除を享有するものとする。

10. ある締約国又は締約国の集団の利益のみに影響を与える監督機関の措置は、その締約国又は締約国の集団の過半数もまたその措置を承認する場合に、取られなければならない。ある締約国又は締約国の集団の利益に不利な影響を与える可能性がある措置は、その締約国又は締約国の集団の過半数もまたその措置を承認する場合に、その締約国又は締約国の集団において効力を有する。

11. 最初に指定される登録機関は、5年以上かつ10年以下の期間について任命される。その後、登録機関は、10年を超えない期間について任命又は再任される。

第 XIII 条 - 指定窓口

1. 締約国は、宣言により、いつでも登録（他国の法に基づいて成立する国内法上の利益又は条約第40条に基づく権利若しくは利益の通知の登録を除く。）に必要な情報が国際登録簿に送信される際に経由しなければならない窓口又は経由することができる窓口として、一又は二以上の機関を指定することができる。指定窓口は、少なくとも各領域における業務時間中は運営されなければならない。

2. 前項に基づく指定においては、売買の通知についての登録に必要な情報のためにもまた指定窓口の利用を認めることができるが、その利用を義務づけてはならない。

第 XIV 条 - 登録時の鉄道車両の特定

1. 条約第 18 条第 1 項(a)号の適用上、規則は、鉄道車両の一意的な特定を可能にする特定番号を登録機関が付番する方法を定めるものとする。特定番号は、次の各号を満たすものとする。

(a) 鉄道車両に貼付されること

(b) 貼付された車両の製造者名及び製造者の特定番号と国際登録簿において関連づけられること

(c) 貼付された国又は地域の特定番号と国際登録簿において関連づけられること

2. 前項の適用上、締約国は、宣言により、契約の締結時にその締約国に所在する債務者が締結する契約に基づいて成立し若しくは定められ、又は成立し若しくは定められる予定である国際担保権が成立する鉄道車両に関して使用されるべき国又は地域の特定番号の体系を記載することができる。そのような国又は地域の特定の体系は、監督機関と宣言を行った締約国の合意に従うことを条件として、その体系が適用される各鉄道車両を一意的に特定することを確保するものでなければならない。

3. 前項の規定に基づく締約国の宣言は、国又は地域の特定の体系の運用に関する詳細な情報を含んでいなければならない。

4. 第2項に基づく宣言が行われた鉄道車両に関する登録には、登録が有効になる条件として、第XXIII条第1項に基づくこの議定書の効力の発生以後にその車両に付されたすべての国又は地域の特定番号及び各番号が車両に付されていた期間を記載しなければならない。

第XV条 - 登録簿規定の追加的な変更

1. 条約第19条第6項の適用上、国際登録簿における検索基準は、規則において定める。
2. 条約第25条第2項の適用上、同項に定める状況の下で、登録済みの予定された国際担保権若しくは国際担保権の登録済みの予定された譲渡を保有する者は、同項に定める請求の受領後10暦日以内に、登録の抹消を実行するためにとることができる措置をとるものとする。
3. 劣後合意が登録され、劣後合意の受益者に対する債務者の義務が履行されたときは、受益者は、劣後に合意した当事者の書面による請求が登録中に記録された受益者の住所に到達し又はそこで受領された後10暦日以内に、登録の抹消を実行するものとする。
4. 国際登録簿の機能は集中管理され、登録機関によって二十四時間体制で運営及び管理されるものとする。
5. 登録機関は、条約第28条第1項に基づいて、発生した損失に対し、損失が関係する鉄道車両の価額を超えない金額まで責任を負う。ただし、登録機関の責任は、暦年あたり500万SDR又は監督機関が規則によって随時定める方法で計算されるこれより多い金額を超えないものとする。
6. 前項の規定は、登録機関又はその役職員の重大な過失又は意図的な非行によって発生する損失に対する登録機関の賠償責任を制限するものではない。
7. 条約第28条第4項に規定する保険又は財務上の保証の金額は、登録機関の責任の可能性を勘案して監督機関が適当と定める金額を下回らないものとする。
8. 条約の規定は、条約第28条に基づき登録機関が責任を負わない事態について、これを担保する保険又は財務上の保証を登録機関が入手することを妨げない。

第XVI条 - 国際登録簿の料金

1. 監督機関は、登録、届出、検索及び国際登録簿が提供する他の役務に関連して支払われる料金を定め、随時改訂することができる。

2. 前項に規定する料金は、国際登録簿の設立、実施及び運営に要する合理的な費用並びに事務局の職務の執行に関連する合理的な費用を必要な限度において回収することができるように決定する。この項の規定は、登録機関が合理的な収益を目的とした運営をすることを妨げない。

第XVII条 - 売買の通知

規則は、鉄道車両の売買の通知を国際登録簿に登録することを承認する。この章及び条約第V章の規定は、関係する限度において、この登録に適用する。ただし、この登録及び売買の通知に関してされる検索又は発行される証明書は情報提供のためのものにすぎず、条約及びこの議定書に基づくいかなる者の権利にも影響せず、かついかなる効果も持たない。

第IV章

裁判管轄

第XVIII条 - 国家の裁判権免除の放棄

1. 第2項の規定に従うことを条件として、条約第42条若しくは第43条に定める裁判所の裁判管轄からの免除の放棄又は条約に基づく鉄道車両に関連する権利及び利益の実行に関する免除の放棄は、拘束力を有し、かつ、そのような裁判管轄又は民事執行の他の条件が満たされた場合は、裁判管轄を定め、又は民事執行を可能にするものとする。

2. 前項に基づく放棄は、書面により、かつこの議定書第V条第1項によって規定された鉄道車両の記述を含むものでなければならない。

第V章

他の条約との関係

第 XIX 条 - 「航空機を目的とする権利の国際的承認に関する条約」との関係

この条約は、1988年5月28日にオタワで署名された「国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約」と抵触する限度において、同条約に優先して適用する。

第 XX 条 - 「国際的な鉄道運送に関する条約(COTIF)」との関係

この条約は、1999年6月3日の改正議定書による1980年5月9日の「国際的な鉄道運送に関する条約(COTIF)」と抵触する限度において、同条約に優先して適用する。

第 VI 章

最終規定

第 XXI 条 - 署名、批准、受諾、承認又は加入

1. この議定書は、2007年2月12日から2月23日までルクセンブルグで開催された可動物件の国際的担保権に関する条約の鉄道議定書を採択するための外交会議に参加した国による署名のために、2007年2月23日にルクセンブルクにおいて開放する。2007年2月23日の後は、この議定書は、第 XXVIII 条に従ってその効力を生ずるまでローマにある私法統一国際協会 (UNIDROIT) の本部において、すべての国による署名のため開放しておく。
2. この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。
3. 署名国でないすべての国は、いつでもこの議定書に加入することができる。
4. 批准、受諾、承認又は加入は、その旨の正式文書を寄託者に寄託することにより効力を生ずる。
5. 条約の締約国であるか、又はその締約国とならない限り、この議定書の締約国になることはできない。

第 XXII 条 — 地域的な経済統合のための機関

1. 複数の主権国家で構成され、この議定書が規律する特定の事項に対して権限を有する地域的な経済統合のための機関もまたこの議定書の署名、受諾、承認又は加入をすることができる。この場合、地域的な経済統合のための機関は、この議定書が規律する事項に対して権限を有する限度において、締約国としての権利を有し、義務を負う。この議定書において締約国の数が意味を持つ場合は、地域的な経済統合のための機関を締約国であるその構成国に追加して締約国として数えてはならない。
2. 地域的な経済統合のための機関は、署名、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対して、この議定書が規律する事項のうち当該機関の構成国が権限を同機関に委譲している事項について特定した宣言を行わなければならない。地域的な経済統合のための機関は、この項に基づく宣言に特定された権限の配分に、新たな権限の委譲その他の変更があったときは、速やかにそれを寄託者に通報しなければならない。
3. この議定書における「締約国」は、文脈上必要な場合には「地域的な経済統合のための機関」と読み替えるものとする。

第 XXIII 条 - 発効時期

1. この議定書は、(a)号に規定する文書を寄託した国の間で、次のうちいずれか遅い方の日から効力を生ずる。
 - (a) 第 4 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日から 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日
 - (b) 国際登録簿が完全に稼働していることを確認する証明書を監督機関が寄託者に寄託した日
2. その他の国については、この議定書は、次のうちいずれか遅い方の日が属する月の翌月の初日から効力を生ずる。
 - (a) 当該国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日から 3 箇月の期間が満了する日
 - (b) 前項(b)号に規定する日

第 XXIV 条 - 地域

1. 締約国は、この議定書が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書を自国の領域内のすべての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言をすることにより、その宣言を修正することができる。
2. そのような宣言は、寄託者に通報するものとし、この議定書が適用される地域を明示する。
3. 締約国が第1項に基づく宣言を行わない場合には、この議定書は、当該国のすべての地域について適用する。
4. 締約国がこの議定書を一又は二以上の地域について適用するときは、この議定書に基づき認められる宣言は地域ごとに行うことができるものとし、かつ一の地域について行われた宣言は他の地域について行われた宣言と異なってもよい。
5. この議定書が第1項の規定に基づく宣言により締約国の一又は二以上の地域に適用される場合は、
 - (a) 債務者は、条約及びこの議定書が適用される地域において効力を有する法に基づき設立若しくは組織されているとき又はその登記上の事務所若しくは法令上の所在地、営業の中心地、営業所若しくは常居所が条約及びこの議定書が適用される地域にあるときにのみ、締約国に所在するものとみなす。
 - (b) 締約国における鉄道車両の所在地は、条約及びこの議定書が適用される地域における鉄道車両の所在地と読み替える。
 - (c) 締約国における行政当局は、条約及びこの議定書が適用される地域において管轄を有する行政当局を指すものと解釈する。

第 XXV 条 - 公共サービス鉄道車両

1. 締約国は、いつでも、寄託者に通報された宣言において平常公共の重要性を持つサービスの提供のため使用される鉄道車両（「公共サービス鉄道車両」）として指定する車両に関して、その領域内で条約第 III 章及びこの議定書第 VII 条ないし第 IX 条に定める救済のいずれかの実行を排除、停止又は規律するその時点で有効な法律の規定を、宣言中で指定した限度において継続して適用することを宣言することができる。

2. 前項に基づく宣言を行った締約国の法律の規定の下で公共サービス鉄道車両の占有、使用又は管理を取得又は確保する権能を行使する者（政府その他の公的主体を含む。）は、その権能を行使した時から占有、使用又は管理が債権者に復帰するまでの間、その鉄道車両を保全し、かつ維持しなければならない。

3. 前項に定める期間、同項に定める者は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を債権者に支払い又はその支払いを確保しなければならない。

(a) 宣言を行った締約国の法律の規定に基づいてその者が支払わなければならない金額

(b) その鉄道車両に係るリースの市場における賃料

最初の支払いは権能が行使された日から 10 暦日以内にされなければならない。以後の支払いはそれ以降の各月の最初の日にされなければならない。いずれかの月において支払わなければならない金額が、債務者が債権者に対して支払うべき金額を超えたときは、その差額は他の債権者にその債権の限度で順位に応じて支払い、その余は債務者に支払わなければならない。

4. 第 2 項及び第 3 項に定める義務が法律の規定に定められていない締約国は、寄託者に通報される独立の宣言中で指定する限度において、その宣言で指定する鉄道車両に関してこれらの規定を適用しない旨を宣言することができる。この項の規定は、第 2 項若しくは第 3 項に定める義務の履行を債権者と合意することを排除せず、又は締結された合意の効力に影響を及ぼさない。

5. この条に基づいて締約国が行う最初の宣言又は事後的宣言は、その宣言を寄託者が受領した日以前にされていた合意に基づいて成立した債権者の権利又は利益に不利益を与えてはならない。

6. この条に基づいて宣言を行う締約国は、債権者の利益の保護及び信用の利用可能性に対する宣言の影響を考慮しなければならない。

第 XXVI 条 - 経過規定

鉄道車両との関連において、条約第 60 条は、次の各号のとおり変更する。

(a) 第 2 項(a)号において、「所在する」の前に「権利又は利益が成立又は発生する時に」を挿入する。

(b) 第 3 項を以下によって置き換える。

「3. 締約国は、第1項に基づく宣言において、その国に債務者が所在していた時になされた契約に基づき成立した現に存する権利又は利益について、議定書によって変更又は追加されたこの条約第29条、第35条及び第36条が、宣言に明記された範囲及び方法に従って適用される日（宣言が効力を発生する日から3年以上かつ10年以下が経過した日でなければならない。）を明示することができる。」

第 XXVII 条 - 特定の規定に関する宣言

1. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、第VI条若しくは第X条又は両方の規定を適用することを宣言することができる。
2. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書第VIII条の全部又は一部を適用することを宣言することができる。締約国がその宣言を行った場合は、第VIII条第2項で要求される期間を指定しなければならない。
3. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、第IX条の選択肢A、B又はCのいずれかの全部を適用することを宣言することができる。この場合、その選択肢を適用する倒産手続の種類があれば、その種類を指定しなければならない。この項に基づいて宣言を行う締約国は、第IX条の選択肢A第4項、選択肢B第3項又は選択肢C第5項及び第15項のうち適用があるもので要求される期間を指定しなければならない。
4. 締約国の裁判所は、主たる倒産管轄国である締約国が行った宣言に従って第IX条を適用する。

第 XXVIII 条 - 留保及び宣言

1. この議定書に対しては、いかなる留保も認められない。ただし、第XIII条、第XIV条、第XXIV条、第XXV条、第XXVII条、第XXIX条及び第XXX条により認められる宣言は、これらの規定に従って行うことができる。
2. 議定書に基づいて行われた宣言、事後的宣言又は宣言の撤回は、寄託者に対し書面により通報しなければならない。

第 XXIX 条 - 条約に基づく宣言

1. 第 39 条、第 40 条、第 50 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 57 条、第 58 条及び第 60 条に基づいて行われた宣言その他の条約に基づいて行われた宣言は、別段の表示がない限り、この議定書の下でも行われたものとみなす。
2. 条約第 50 条第 1 項の適用上、鉄道車両に関しては、「国内取引」は、第 2 条第 2 項(a)号ないし同項(c)号に掲げる種類の取引のうち、対象となる鉄道車両が、軌間又はその鉄道車両の他の設計要素のため、通常の使用においては当該締約国内の単一の鉄道においてのみ運行することができるものも含む。

第 XXX 条 - 事後的宣言

1. 締約国は、条約第 60 条に基づき第 XXIX 条に従って行われる宣言を除くほか、この議定書がその国について効力を生ずる日以降いつでも、寄託者に通報することにより、事後的宣言を行うことができる。
2. 事後的宣言は、寄託者が通報を受領した日から 6 箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。その通報において宣言が効力を生ずるためのより長期の期間が記載されている場合は、その宣言は寄託者が通報を受領した日からその期間が満了した時に効力を生ずる。
3. 前各項の規定にかかわらず、この議定書は、事後的宣言が効力を生ずる日より前に成立したすべての権利及び利益との関係では、そのような事後的宣言が行われていないものとして適用する。

第 XXXI 条 - 宣言の撤回

1. この議定書に基づく宣言（条約第 60 条に基づき第 XXIX 条に従ってなされた宣言を除く。）を行った締約国は、寄託者に通報することによりいつでもこれを撤回することができる。そのような撤回は、寄託者が通報を受領した日から 6 箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、この議定書は、撤回が効力を生ずる日より前に成立したすべての権利及び利益との関係では、そのような撤回が行われていないものとして適用される。

第 XXXII 条 - 廃棄

1. いずれの締約国も、寄託者に対する書面による通告により、この議定書を廃棄

することができる。

2. 廃棄は、寄託者が通告を受領した日から 12 箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
3. 前各項の規定にかかわらず、この議定書は、当該廃棄が効力を生ずる日より前に成立したすべての権利及び利益との関係では、そのような廃棄が行われていないものとして適用する。

第 XXXIII 条 - 運用検討会議、改正及び関連事項

1. 寄託者は、監督機関と協議の上、毎年又は事情に応じて異なる時期に、議定書によって変更された条約において設立された国際的制度の実際の運用の態様について、締約国に向けて報告書を作成しなければならない。この報告書の作成にあたり、寄託者は、国際登録システムの作動に関する監督機関の報告書をしん酌しなければならない。
2. 締約国の四分の一以上から要請がある場合、寄託者は、監督機関と随時協議の上、次の各号を検討するための締約国運用検討会議を招集しなければならない。
 - (a) この議定書により変更された条約の実際の運用並びにその規定が適用される物件の資産担保金融及びリースを促進する上での有効性。
 - (b) 裁判所によるこの議定書及び諸規則の規定の解釈及び適用。
 - (c) 国際登録システムの作動、登録機関の実績及び監督機関による監督の状況。なお、この号の検討は、監督機関の報告書をしん酌して行う。
 - (d) この議定書又は国際登録簿に関連する取決めの改正が望ましいかどうか。
3. この議定書の改正は、前項の会議に参加した当事国の少なくとも三分の二によって承認されなければならない。この改正は、その効力の発生に関する第 XXIII 条の規定に従って 4 箇国が批准、受諾又は承認した時に、当該改正を批准、受諾又は承認した国との関係で効力を生ずる。

第 XXXIV 条 - 寄託者及びその任務

1. 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、UNIDROIT に寄託されなければならない。UNIDROIT はここに寄託者として指名される。

2. 寄託者は次の各号の任務を行う。

- (a) すべての締約国に対し次の項目を通知すること。
 - (i) 新たな署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の事実及び日付
 - (ii) 第 XXIII 条第 1 項(b)号に規定する証明書の寄託の日付
 - (iii) この議定書が効力を生ずる日
 - (iv) この議定書に従い宣言が行われた事実及び日付
 - (v) 宣言の撤回又は変更が行われた事実及び日付
 - (vi) この議定書の廃棄が通告される場合、その事実及び日付並びにそれが効力を生ずる日
- (b) 認証されたこの議定書の真正な写しをすべての締約国に送付すること。
- (c) 監督機関及び登録機関に対して、批准書、受諾書、承認書又は加入書の写し及びその寄託日、宣言、宣言の撤回又は宣言の変更を行う文書の写し及びそれらの日並びに廃棄を通告する文書の写し及びその通告の日を提供することにより、それらの文書に含まれる情報を容易かつ全面的に利用可能とすること。
- (d) その他寄託者が通例行う任務を行うこと。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

2007年2月23日にルクセンブルクで、ひとしく正文である英語、フランス語及びドイツ語により原本一通を作成した。なお、そのような真正性は、この会議の議長の権限のもとこの会議の事務局が本日から90日以内に行う、各言語版相互の適合性の確認時に効力を生ずる。